

基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案等に対する意見及びそれに対する総務省の考え方

■意見募集期間：令和2年4月25日～同年5月29日

■意見提出件数：5件（全て個人）

意見 No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正
1 本案への賛同意見				
1-1	個人	FMラジオ放送の親局と中継局がそれぞれ違う周波数を同じにするのは効果的だと思う。県内のFM局で例え親局の範囲内のA地区とその中継局の範囲内のB地区では周波数が違ってA地区からB地区への移動中チューニングを変える必要があり手間がかかります。だから親局とすべての中継局の周波数を統一してラジオ放送事業者ごとに周波数の振り分けした方が良いと思います。	本案への賛同意見として承ります。	無
1-2	個人	いずれの案も賛成です。放送対象地域でありながら難聴取地域があるNHK・民放のAM・FM放送局もあるため、混信には慎重に配慮しつつも、この案が実現すれば今後の難聴取地域における同一周波数のFM中継局の開局が加速されることが期待されています。	本案への賛同意見として承ります。	無
1-3	個人	同期放送等による同一周波数での放送も必要だと思うが、V-low、V-Highマルチメディア放送跡地をFMラジオ放送に転用する必要もあると思う。	本案への賛同意見として承ります。 なお、本意見募集は、FM同期放送の技術基準に関する規定整備について意見を募集したものであり、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	無
2 V-Low帯域のFM放送への転用に関する意見				
2-1	個人	FM放送の周波数がひっ迫したため同期放送の実施とのことですが、2020年3月31日をもって、V-Low帯域を利用したデジタル放送が大部分で終了したため、この帯域をFM放送の帯域として利用できるようにしてはいかがでしょうか。	本意見募集は、FM同期放送の技術基準に関する規定整備について意見を募集したものであり、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	無

3 放送区域及び放送事業者の経営等に関する意見

3-1	個人	<p>今回の同期放送による中継局整備に際し、自社権益を保護するために、隣接県の聴取率の高い放送局の周波数と同一・又は近接する周波数で放送を行い、ラジオ聴取者が隣接県のラジオを聞けなくして自社に誘導する行為を行う行為が発生する懸念があります。</p> <p>地上波デジタル化においても徳島県における「サンテレビ（テレビ東京系列）」、関東広域圏における「東京 MX」の受信を妨害する行為が発生している。</p> <p>ラジオにおいても聴取率に差がある為、聴取率下位局が高出力放送を妨害する行為が見られる。（ワイドFMにおける電波出力の抑制）</p> <p>これは消費者がより良い番組を選択する権利を奪う行為であり、通常スピルオーバー潰しはソビエトや一部のイスラム教原理主義国の様な国家の犯罪を隠す為に行う「自分たちは犯罪者である」と明言する行為に等しい代物である。</p> <p>自由主義国の放送局は「報道の自由」を掲げる者が多いが、自社の経済利益の為に非人道国家と「同じ」行為をするという恥ずべき事を行ってはいけない。</p> <p>総務省においてもその様な二枚舌で恥知らずな放送局は存在するべきでないという姿勢を示すべきである。</p> <p>テレビ局及びラテ兼業事業者の決算が発表されているが今年度のコロナショックを受け散々たる結果である。</p> <p>瞬間的に増益となっているニッポン放送等もあるが、地方局での広告費減少は東京キー局より更に酷い状況を鑑みれば地方ネットワーク維持に割けるリソースを大幅に削減しなければ東京キー局及び名古屋・大阪・福岡・札幌大都市圏も経営が危うくなる恐れがある。</p> <p>ラジオ局単独では既に債務超過状態に陥る地方系列局が同期放送を自主資本のみで対応するのはほぼ不可能だと思われまます。</p> <p>また、根本的な聴取者不足がラジオ局を破綻に追い込む元凶であるため、NHK ラジオ第一・NHKFMにおける娯楽放送は地方民放局の経営悪化に拍車をかける行為でもある為、NHK ラジオ第一・第二の統合によるニュースと教育放送のみに合理化、NHKFMをラジオ第一のワイドFM化し、無駄な資金が有り余るNHKこそ全域でFM同期放送化し、NHKが使用していた周波数と一部中継局を民間に無償供与し地方AMラジオ局が同期放送用中継局新設より資本投下が少なく済む既存NHK中継局の民放中継局転用を図るべきであると考えます。</p>	<p>本意見募集は、FM同期放送の技術基準に関する規定整備について意見を募集したものであり、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、御懸念の点につきましては、同期放送を実施する上でも、現行規定と同じく既存局と混信が発生しないように、適切に周波数割当てを実施してまいります。</p>	無
-----	----	--	---	---